



あなたが利用できる施設や事業は

利用する際の認定区分

- 施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。
- 新制度では、子どもの年齢や家庭の状況に応じて、次の3つの区分に認定し、利用できる施設や事業が決まっていきます。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼児期の学校教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育（養護と教育）を希望される場合

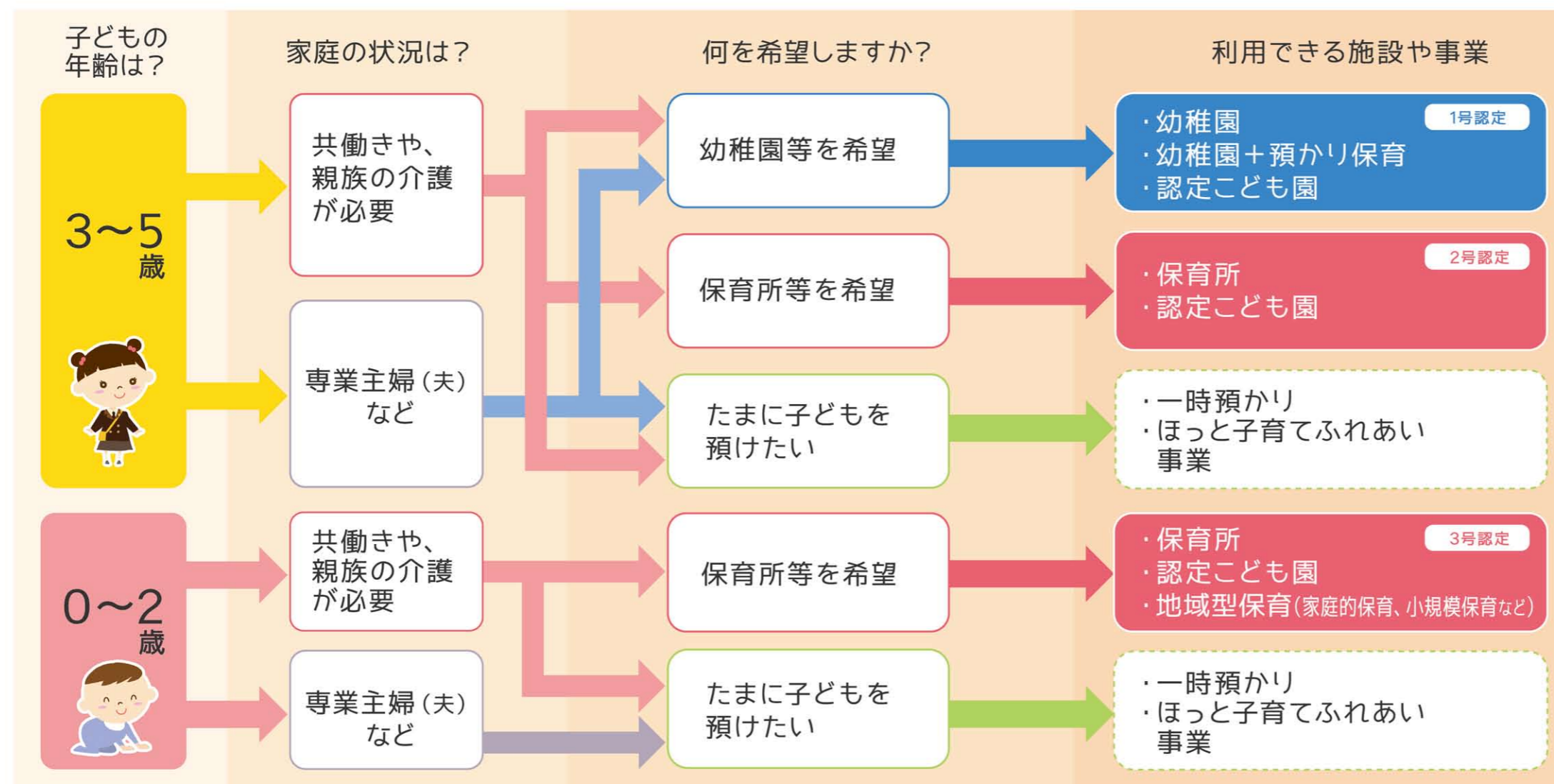
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育（養護と教育）を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

あなたが利用できる施設や事業



こんな利用の仕方もあります

- 両親ともフルタイムか、両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくは、ひとり親家庭で就労)の場合
 - 認定こども園 ●保育所
 - 幼稚園+預かり保育(3歳以上)
 - 地域型保育(3歳未満) ●放課後児童クラブ(小学生)

- 両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合

[施設を利用]

- 認定こども園 ●幼稚園(3歳以上)

[在宅で子育て支援]

- 地域の子育て支援(一時預かりなど)



幼稚園
5ページ
上へ

1号認定



認定
こども園
5ページ
下へ

1号認定

2・3号認定



保育所
7ページ
上へ

2・3号認定



地域型
保育
7ページ
下へ

3号認定



ほっと子育て ふれあい事業

地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行うものです。

【問い合わせ先】
ほっと子育てふれあいセンター
tel.093-511-3081